**地域普及部地域ブロック代表選挙規定**

（目的）

第１条　この規定は、地域普及部地域ブロック代表の選挙における必要な手続きを定めることを目的とする。

（選挙を実施することの目的）

第２条　統一された規定のもとで、講師会講師の意思を地域ブロックに公正に反映させる。

２　地域ブロックに所属する講師会講師に支持された地域ブロック代表が地域ブロック運営を行う。

３　投票を通じて、地域ブロックに所属する講師会講師にも、地域ブロック代表、並びに地域運営を「支える」という意識を育む。

（選挙管理委員会の設置）

第３条　選挙を運営するために，選挙管理委員会を設置する。

２　選挙管理委員会は、地域普及部担当理事、現地域普及部部長、次期地域普及部部長の３名と管理対象ブロック以外の地域ブロック代表2名で構成する。

３　選挙管理委員会は、第１２条に定める選挙日程に沿って準備・実施・開票・報告を行うものとする。

４　選挙管理委員会の割り当ては、別表第１に定める。

別表第１：選挙管理委員の割り当て

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選挙対象ブロック | 選挙管理委員担当ブロック | 選挙管理委員担当ブロック |
| 北海道・東北 | 関西 | 四国 |
| 関東 | 四国 | 九州 |
| 中部 | 九州 | 北海道 |
| 関西 | 東北 | 関東 |
| 中国・四国 | 関東 | 中部 |
| 九州 | 中部 | 関西 |

（選挙権者）

第４条　選挙権者は、告示の日の前日において、講師会の会員である者に限る。

２　選挙権は、選挙権者一人につき一票とする。

（地域ブロック代表の定数）

第５条　地域ブロック代表の定数は、ブロックごとに1名とする。

（地域ブロック代表の選出の目的）

第６条　「ブロックの役割」を実現するために、地域ブロック代表の役目を果たすことが期待できる者を選出することを目的とする。

２　地域ブロック代表に求める資質は、次に掲げるものとする。

ア　リーダーシップ

イ　貢献マインド

ウ　実行力

（１次選挙　代表候補者の選出）

第７条　１次選挙の候補者は、指定された期日までに選挙管理委員会に立候補を届けることにより，選出されるものとする。

２　選挙管理委員会は、地域ブロック内の選挙権者（以下、「有権者」という）の中から、１次選挙における上位３名を代表候補者（以下、「代表候補者」という）として選出する。ただし、明確な意思表示が選挙管理委員会にあった場合は、代表候補者を辞退できるものとする。

３　第１項により選出された候補者が、１次選挙の上位３名の中に含まれた場合においても、上位3名を代表候補者とする。

４　１次選挙の管理は、選挙管理委員会が行うものとし、ウェブアプリを活用して一定の投票期間を設け、投票日を定める。

５　選挙管理委員会は，投票期限を経過した後、速やかに開票を行うものとする。

６　1次選挙で最多得票を得た代表候補者の得票数が、地域ブロック所属の講師会講師数の過半数を超えた場合は、2次選挙を行わずこの時点で地域ブロック代表に当選とする。

７　選挙管理委員会は、代表候補者（選出された候補者名）、または1次選挙でブロック代表が決定したことを、各地域ブロックのスレッド、講師会のスレッドに報告する。

（選挙活動）

第８条　選挙活動は、第１２条に定める選挙日程において行うものとする。

２　代表候補者は、次に掲げる方法により来期のビジョンや意気込み（以下、「意気込み等」という）を語るものとする。

ア　意気込み等を撮影した動画または文書を作成し、選挙活動中において有権者が閲覧できるよう地域ブロックのスレッドに投稿するものとする。

イ　有権者が参加する集会を開催し、選挙権者に対し、直接またはオンラインアプリ等により意気込み等を語るものとする。ただし、集会を開催した後、速やかに、スクリーンショット等による集会の様子及び参加者数を選挙管理委員会に報告しなければならない。

（地域ブロック代表選挙の管理）

第９条　地域ブロック代表選挙の管理は、選挙管理委員会が行うものとし、ウェブアプリを活用して一定の投票期間を設け、投票日を定める。

２　選挙管理委員会は，投票期限を経過した後、速やかに開票を行わなければならない。

３

（当選）

第１０条　前条第２項の開票により、最も多く得票した者を地域ブロック代表とする。ただし、その得票数が有効投票数の過半数を下回る場合は、得票数の上位２名で決選投票を行うものとする。

２　前項により決戦投票となった場合は、選挙管理委員会が決選投票を管理し、ウェブアプリを活用して一定の投票期間を設け、投票日を定める。

３　決選投票を開票した結果、最も得票数が多かった者を地域ブロック代表とする。

４　選挙管理委員会は、選挙でブロック代表が決定したこと、または決選投票となったことを、各地域ブロックのスレッド、講師会のスレッドに報告する。

（任期）

第１１条　地域ブロック代表の任期は、人財育成、地域活性及びリフレッシュの観点により、２年間とする。

２　現ブロック代表の再選を認めるものとする。ただし、その場合の任期は１年とする。

（選挙日程）

第１２条　選挙の日程は、令和２年７月５日に開催されるペップトーク普及協会講師総会の後、円滑に新体制での運用が開始できるよう、別表第２に定める日程で行うものとする。

別表第２：選挙日程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年月日 | 実施項目 | 詳細 |
| 2020年6月26日 | ブロック代表選告示 |  |
| 2020年6月27日20時まで | 立候補者受付〆切 | 選挙管理委員会へメッセージ |
| 2020年6月27日20時まで | 1次選挙投票期間 | 投票用URL配信 |
| 2020年6月27日20時 | 1次選挙開票 | 候補者確定・候補者に連絡 |
| 2020年6月28日～2020年6月30日 | 選挙活動期間 | 動画または集会 |
| 2020年7月1日～2020年7月2日20時まで | 代表選考投票期間 | 投票用URL配信 |
| 2020年7月2日20時 | 開票　 |  |
| 2020年7月3日～2020年7月4日20時まで | 決戦投票期間 | 過半数に満たない場合投票用URL配信 |
| 2020年7月4日 | 開票　 | 最多得票者が当選 |
| 2020年7月5日 | 総会　ブロック代表発表 | 副代表が決定している場合副代表も発表 |

（協議）

第１３条　この規定に定めるもののほか、必要な事項は地域ブロック代表会議により別に定める。

附　則

この規定は、2020年６月２6日から施行する。